東京都市計画都市再生特別地区の変更 都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工	建築物の 容積率の	建築物の	建築物の建ペい率	建築物の 建築面積	建築物の高 さの最高限	壁面の位置の制限	備考
		作物の誘	最高限度	最低限度	の最高限	の最低限	度		
		導すべき			度	度			
	<i>M</i> :1 01	用途	100/10	10 /10	0 /10	5 00 2	D-1:	7+ 64 11 0 41 114	
都市再生 特別地 で で で で で で で で で で で で で の で の の の の	約1.8ha	-	100/10 (た12上ビートル生施業設れ随10/11) に12上ビートル生施業設有及らすいたができ、成びにるでは、以一パンテむ援産施こ付施10 (以一パンテむ援産施に付施10/1)	40/10	8/10 (注2)	500㎡ た区立いを建場いれるでだ域地る解築合てをこさ、にて社しるつこ回が、	高L+180m (GL+180m (GL+20m (GL+10m ※準は T.P. +11.0m を 注 3)	はは面したの築で(1) 建こ計線でだ一物は、性高けカレび、 物に図越な、該はい。行びる階ーーれる 物に図越な、該はい。行びる階ーーれる の代にえら次当こ。者利た段タタら の代にえら次当こ。者利た段タタら の代にえら次当こ。者利た段タタら のだにえら次当に、等設い。 をはしに等な歩及めるレベこ、 をはしに等な歩及めるレベこ、 を記述する。 を記述する。 というでは、 を記述する。 というでは、 を記述する。 というでは、 を記述する。 というでは、 を記述する。 というでは、 を記述する。 というでものでのでは、 というでは、 というでものでは、 というでは、 というでものでは、 というでは、 といるでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 といるでは、	礎となる延べ面積から除く。(注1) 4 大型受水槽室の用に供する部分は 500㎡を上限として、容積率算定の基 礎となる延べ面積から除く。(注1) 5 駅等から道路等の公共空地に至る動 線上無理のない経路上にある通路、階
			設の用途とする。					は れ を を を を は に に に に に に に に に に に に に	段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものの用に供する部分は、1,000㎡を上限として、容積率算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1)6 建築基準法第53条第5項第一号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。(注2)7 建築基準法第2条第1項第一号に該当する建築物以外の工作物については除く。(注3)8 別添図のとおり、地下歩行者通路整備、道路整備及び道路表層整備を行う。

その他の既決定の地区	面積	位 置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
小計	約 72.0 ha	
今回同時に変更する地区		
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区) ※本件	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
合計 「位置 区域 真さの長真限度及び腰面の位置の制限け計画図	約 76.2 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理由:土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区 虎ノ門四丁目地区 位置図 銀座線・南北線 44州 溜池山王駅 👢 千代田線 霞ヶ関駅 補 7 [外堀通り 銀座線・虎ノ門駅 内幸町駅 虎の門病院 ホテル オークラ 気象庁・ 港区立 * 教育セラ 南北線 六本木一丁目駅 大江戸線 六本木駅 六本木駅 凡例 都市再生特別地区の区域 行政境界 100 200 400m 放20

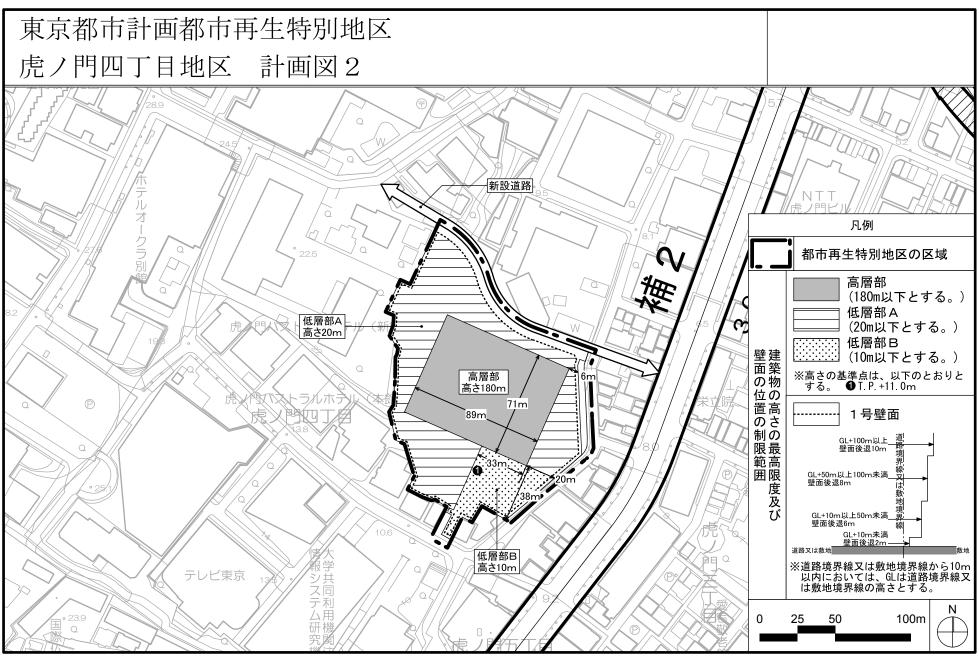
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市 基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

東京都市計画都市再生特別地区 虎ノ門四丁目地区 計画図1 見通し線ー 新設道路中心線 \mathbb{P} 見通し線・ 凡例 -見通し線 テレビ東京 都市再生特別地区の区域 - 隣地境界線 見通し線 100m

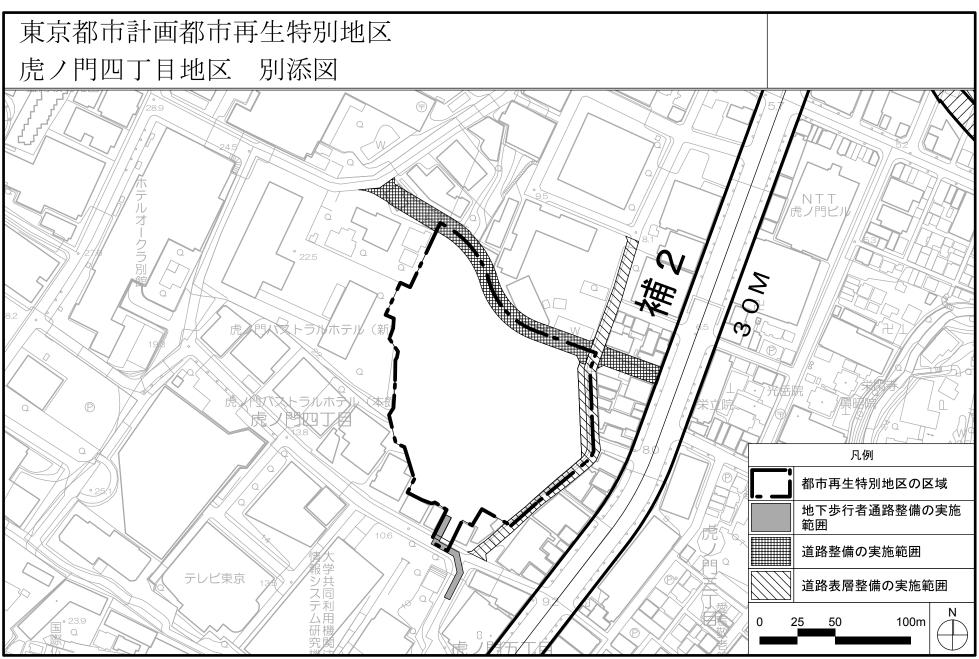
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市 基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市 基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市 基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。